

あらゆるハラスメントの根絶をめざします(宣言)

2019 年 6 月 21 日、国際労働機関 (ILO) は、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約 (190 号) を採択しました。条約は、2021 年 6 月 25 日に発効され 6 カ国が批准していますが、日本政府は批准していません。

日本では、2019 年 6 月 5 日に「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました。これにより、職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務となり、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業に関するハラスメントの対策強化等が 2020 年 6 月 1 日から施行されています。

全労連としてこれまでもあらゆるハラスメントの根絶を訴えてきましたが、以上も踏まえ、ILO 条約に基づいてあらゆるハラスメントの根絶をめざすため、すべての職場で宣言を行うよう経営者(使用者)に要求します。また、幹事会が使用者としての性格を有していることから、あらゆるハラスメントの根絶を宣言し、内外に呼びかけます。

あらゆるハラスメントとは

「あらゆるハラスメント」とは、一回限りのものであるか反復するものであるかを問わず、身体的、心理的、性的又は経済的損害を目的とし、又はこれらの損害をもたらす、若しくはもたらすおそれのある一定の容認することができない行動及び慣行又はこれらの脅威をいい、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含みます

あらゆるハラスメントの根絶宣言

ハラスメント行為は人権にかかわる重大な問題です。

働く者の尊厳を傷つけ、職場環境の悪化につながるゆゆしき問題です。

全労連は、ハラスメント行為は断じて許しません。

全労連は、ハラスメント行為が生じないように不断の努力を行い、万が一、そのような事態が生じた場合、迅速に改善するために最大限の努力を行います。

全労連は、「ハラスメント防止対策指針」を施行し、厳正に対処します。

全労連は、すべての役職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境づくりにとりくみます。

以上